

▶職員の初任給の状況（平成24年4月1日現在）

区分	小平町		国		
	初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料	
一般行政職	大学卒	172,200円	184,200円	163,987円 (172,200円)	175,414円 (184,200円)
	高校卒	140,100円	148,500円	133,418円 (140,100円)	141,417円 (148,500円)
技能労務職	高校卒	140,100円	148,500円	133,418円 (140,100円)	141,417円 (148,500円)
	中学卒	—	—	—	—

(注) 1 【国】欄における()内は、給与改定特例法による措置がないとした場合の減額前の値です。

▶一般行政職の級別職員数の状況（平成24年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	H24年		H23年	
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
1 級	(1) 定期的な業務を行う職務	3	4.8	3	4.8
2 級	(1) 高度の知識または経験年数を必要とする業務を行う職務 (2) 前号と同等と認められる職務	9	14.5	9	14.3
3 級	(1) 困難業務を処理する係長、主査の職務及び一部の支所長の職務 (2) 困難な業務を処理する主任等の職務 (3) 係長、主査の職務及び一部の支所長の職務 (4) 主任の職務	11	17.8	12	19.0
4 級	(1) 課長補佐、室長補佐、副主幹、主任技師、次長、副支所長の職務（以下「補佐職」という）及び一部の室長、一部の支所長の職務 (2) 相当困難な業務を処理する係長、主査の職務	26	41.9	25	39.7
5 級	(1) 課長、室長、主幹、事務局長、園長、館長、所長、支所長の職務（以下「課長職」という）の職務 (2) 困難業務を処理する課長補佐職の職務及び一部の室長、一部の支所長の職務	5	8.1	8	12.7
6 級	(1) 困難業務を処理する課長職の職務	8	12.9	6	9.5

(注) 1 小平町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

▶期末手当・勤勉手当

小平町		国	
1人当たり平均支給額(23年度)	1,305千円	1人当たり平均支給額(23年度)	—千円
(23年度支給割合)		(23年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60月分	1.35月分	2.60月分	1.35月分
(1.45)月分	(0.65)月分	(1.45)月分	(0.65)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 4～12%		・役職加算 5～20%	・管理職加算 10～25%

(注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

▶退職手当（平成24年4月1日現在）

小平町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	制度なし	制度なし	その他の加算措置	定年前早期退職特例措置	
(退職時特別昇給)	制度なし	制度なし		定年前2～20%加算	

▶その他の手当（平成24年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)
扶養手当	配偶者13,000円	同じ	13,172千円	248,528円
住居手当	借家12,000円を越える家賃の額に応じて27,000円を限度に支給	同じ	8,331千円	208,275円
通勤手当	2km以上の通勤55,000円限度	同じ	1,593千円	99,563円
管理職手当	6級課長職37,300円 5級課長職35,300円 5級補佐職31,400円 4級補佐職29,500円	同じ	7,307千円	405,944円